

鹿 児 島 県 公 報

平成22年12月28日（火）第2663号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 ， 6 5 0 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県職員扶養手当支給規則等の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 1
訓 令	
○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令（※）	（人事課取扱い） 4
○鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（※）	（職員厚生課取扱い） 4

規 則

鹿児島県職員扶養手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第62号

鹿児島県職員扶養手当支給規則等の一部を改正する規則

（鹿児島県職員扶養手当支給規則の一部改正）

第1条 鹿児島県職員扶養手当支給規則（昭和26年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出は、庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

（鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則（昭和29年鹿児島県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の2を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（命令の手續の特例）

第8条 第2条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定による命令は、庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

別記第1号様式の2中

超 過 勤 務					
135 100	150 100		160 100	175 100	
	+25 (125)	+15 (135)		+25 (150)	+15 (160)

--	--	--	--	--	--

を

超 過 勤 務			
$\frac{150}{100}$		$\frac{175}{100}$	
+25 (125)	+15 (135)	+25 (150)	+15 (160)

に改める。

別記第1号様式の4中

を

超 過 勤 務							
$\frac{135}{100}$	$\frac{150}{100}$			$\frac{160}{100}$	$\frac{175}{100}$		
	+50 (100)	+25 (125)	+15 (135)		+50 (125)	+25 (150)	+15 (160)

に改める。

超 過 勤 務					
$\frac{150}{100}$			$\frac{175}{100}$		
+50 (100)	+25 (125)	+15 (135)	+50 (125)	+25 (150)	+15 (160)

(鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部改正)

第3条 鹿児島県職員の通勤手当支給規則（昭和33年鹿児島県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出は、庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

第4条に次の1項を加える。

- 前項の事項を庶務事務システムを使用して記録をしたときは、当該記録をもつて同項の規定による記載に代えることができる。

（鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正）

第4条 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第53条の次に次の1条を加える。

（命令簿の作成の特例）

第54条 第2条第5項、第3条第3項、第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項、第13条第3項、第14条第3項、第15条第3項、第17条第3項、第20条第3項、第26条第4項、第29条第3項、第31条第5項、第33条第3項、第38条第3項、第39条第3項、第40条第3項、第43条第3項、第46条第4項及び第50条第3項に規定する命令簿（以下単に「命令簿」という。）に記載すべき事項を庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。）を使用して記録をしたときは、当該記録をもつて命令簿の作成に代えることができる。この場合において、当該記録は、命令簿とみなす。

（鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正）

第5条 鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則（昭和38年鹿児島県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条に規定する短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「該当しない日」とあるのは「該当しない日における短時間勤務職員としての勤務時間」と、「勤務日」とあるのは「勤務時間」と、「している日」とあるのは「している時間」と、「受けている日」とあるのは「受けている時間」と、「していない日」とあるのは「していない時間」とする。

第6条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により庶務事務システムを使用して記録をしたときは、この限りでない。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の実績簿に記載すべき事項を、庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して記録をしたときは、当該記録をもつて同項に規定する実績簿の作成に代えることができる。この場合において、当該記録は、同項の実績簿とみなす。

（鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部改正）

第6条 鹿児島県職員の住居手当支給規則（昭和50年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の届出は、庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、同項の規定により添付すべき書類は、当該届出の後速やかに任命権者に提出しなければならない。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の事項を庶務事務システムを使用して記録をしたときは、当該記録をもつて同項の規定による記載に代えることができる。

（鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部改正）

第7条 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則（平成2年鹿児島県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の届出は、庶務事務システム（職員等の服務、給与、

福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、同項の規定により添付すべき書類は、当該届出の後速やかに任命権者に提出しなければならない。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項の事項を庶務事務システムを使用して記録をしたときは、当該記録をもって同項の規定による記載に代えることができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第13号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第11条の4に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項の指定は、庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

第12条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の請求は、庶務事務システムを使用して行うことができる。
- 第12条の3に次の1項を加える。

- 5 前3項の規定にかかわらず、第2項の請求、第3項の申出及び前項の届出は、庶務事務システムを使用して行うことができる。この場合において、第3項又は前項の規定により添付すべき書類は、当該申出又は届出の後速やかに所属長に提出しなければならない。

第13条の6中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による請求は、庶務事務システムを使用して行うことができる。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の表職務に専念する義務の免除の項手続の欄に規定する手続は、庶務事務システムを使用して行うことができる。

第17条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出は、庶務事務システムを使用して行うことができる。

第22条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第12条の3第5項の規定により同条第3項の申出又は同条第4項の届出を、第13条の6第4項の規定により同条第3項の規定による請求を、それぞれ庶務事務システムを使用して行つた場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

鹿 児 島 県

鹿 児 島 県 議 会

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会

鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 3 号

鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

鹿 児 島 県 企 業
鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿 児 島 県 職 員 安 全 衛 生 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

平成22年12月28日

鹿 児 島 県 知 事	伊藤祐一郎
鹿 児 島 県 議 会 議 長	金子万寿夫
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長	上園 淳
鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員	西山 芳久
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長	宮廻 甫允
鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者	福元 俊孝

鹿 児 島 県 職 員 安 全 衛 生 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 職 員 安 全 衛 生 管 理 規 程	平成18年鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号	鹿 児 島 県 鹿 児 島 県 議 会 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 鹿 児 島 県 企 業 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業	の 一 部 を 次	

の よう に 改 正 す る。

第38条第5項中「職員が」の次に「短期療養休暇（」を、「療養休暇」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第6項中「療養休暇」を「短期療養休暇」に改め、同条第7項中「引き続き6日以内の療養休暇」を「短期療養休暇」に改め、同条第8項中「引き続き6日以内の療養休暇」を「短期療養休暇」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により短期療養休暇の申請及び承認を庶務事務システムを使用して行った場合は、この限りでない。

第38条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 前項の規定にかかわらず、短期療養休暇の申請及び承認は、庶務事務システム（職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

第39条第1項中「引き続き6日以内の療養休暇」を「短期療養休暇」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。